

(対**大臣**・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(民進)

想定1問 裁判所法改正法案の立法目的は何か、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

〔制度の概要〕

- ・ 本法案は、平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設すること等(注)を内容とするもの。

(注) 本法案については、修習給付金を支給する制度の創設のほか、司法修習の確実な履践を担保するための司法修習生の懲戒に関する規定の整備等を内容としている。

〔法曹志望者の大幅な減少等〕

- ・ 法曹志望者が大幅に減少しており(注)、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題。

(注) 法科大学院志願者数は、平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少している。

- ・ 平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討するとされたほか、昨年6月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化(中略)を推進する」ことがうたわれたものと承知。
- ・ これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

(参考資料)

- 裁判所法の一部を改正する法律案の概要

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■■】

裁判所法の一部を改正する法律案の概要

立法の目的

法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。

法律案の概要

1 修習給付金の支給等(第67条の2及び3関係)

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、以下の修習給付金を支給するものとする。

(種類)

- ① 基本給付金(一律支給)
- ② 住居給付金(住宅を借り受け、家賃を支払っている場合)
- ③ 移転給付金(修習に伴い住所・居所を移転する必要がある場合)

※ [基本給付金：月額13.5万円、住居給付金：月額3.5万円
移転給付金：旅費法の移転料基準に準拠して支給] を予定

なお、現行の貸与制については、貸与額を見直した上で上記制度と併存させる。

2 懲戒に関する規定の整備(第68条関係)

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外に修習の停止又は戒告の処分をすることができるものとする。

施行期日

平成29年11月1日

(対**大臣**・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(民進)

想定2問 同改正法案で立法目的は達せられるのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 修習給付金制度が創設されれば、法曹志望者の不安要因の一つを一定程度解消することができ、法曹志望者の確保につながるものと思料。

〔前提〕

- ・ 昨年9月に文部科学省と共同で実施した法学部生に対する法曹志望に関するアンケートでは、現在、法曹を志望・選択肢の一つとして考えている学生が抱えている不安として「貸与制の下で給与の支給を受けられない」ことが「司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない」、「他の進路にも魅力を感じている」、「大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい」等に次いで、上位に挙げられている。

〔所見〕

- ・ 修習給付金制度が創設されれば、このような法曹志望者等の不安要因の一つを一定程度解消することができ、法曹志望者の確保につながるものと思料。

もとより、法曹志望者確保のためには、修習給付金制度の創設のみならず、推進会議決定に掲げられた法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の課題に引き続き取り組む必要があるものと思料。

(参考 1)

そのほか、日本弁護士連合会のアンケートによれば、第68期司法修習生の約65%が司法試験や法曹を目指すに当たり、経済的不安を感じており、進路選択に迷ったと回答しており、進路選択に迷った者のうち約20%が司法修習の辞退を考えたことがあり、うち約71%がその理由として「貸与制に移行したことによる経済的不安」を挙げている。

(参考 2)

法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査結果（抜粋）

〔目的・趣旨〕

法学部に在籍する学生を対象に志望動向等に関する意識調査を実施し、調査を通じて得たデータを収集・分析することによって、法曹志願者の減少に関する要因等を把握し、今後の施策の検討に活用する。

〔対象範囲〕

平成27年司法試験合格者数上位20校の法科大学院を置く大学に在籍する法学部生（1年生～4年生）

〔現在法曹を志望・選択肢の1つとして考えている学生の不安や迷い〕

① 司法試験に合格できるか、自分の能力に自信がない 922人 (50.7%)

② 大学卒業後法科大学院修了までの経済的な負担が大きい 612人 (33.6%)

③ 自分に法曹等としての適性があるか分からない 549人 (30.2%)

④ 他の進路にも魅力を感じている 520人 (28.6%)

⑤ 司法修習の1年間、貸与制の下で給与の支給を受けられない 493人 (27.1%)

⑥ 大学卒業後法科大学院修了までに2～3年の期間要し、時間的負担が大きい 486人 (26.7%)

（なお、母数は1,819人）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線■■■■ 携帯■■■■】

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
3月22日(水) 衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(民進)

想定3問 立法目的を達するために、同改正法案以外に他の選択肢を検討したのか、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 法曹人材確保の充実・強化の推進のためには、修習給付金制度の創設とともに、推進会議決定に掲げられた各施策をしっかりと進めていく必要があるものと思料。

〔前提〕

- ・ 法曹志望者が大幅に減少しており(注)、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題。

(注) 法科大学院志願者数は、平成16年当時は7万2,800人であったのが、平成28年は8,274人に減少している。

〔所見〕

- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数の回復に向けた取組として、司法修習生の経済的支援の在り方に関する検討のほか、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされ、各課題につき必要な検討等を行ってきたところ。
- ・ 法曹人材確保の充実・強化の推進のためには、修習給付金制度の創設とともに、推進会議決定に掲げられた各施策をしっかりと進めていく必要があるものと思料。

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(民進)

想定4問 司法試験受験資格を見直すべきではないか、
法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 推進会議決定では、平成30年度までを法科大学院集中改革期間とし、必要な取組を進めるとされた。
- ・ 法務省としても、推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、しっかりと取組を進める。

〔前提〕

- ・ 司法試験受験資格については、法科大学院課程を修了した者及び予備試験に合格した者に与えられる。
- ・ このうち、法科大学院については、法科大学院全体としての司法試験合格率が、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態を生じさせる一因となっていることなど、多くの課題が指摘されている。
- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数を回復させ、質の高い法曹を多数輩出していくため、平成30年度までを法科大学院集中改革期間とし、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上などの必要な取組を進めるとされた。
- ・ また、法務省においても、法曹有資格者の活動領域の拡大や司法試験の在り方の検討等、必要な取組を進めるとされた。



〔結論〕

- ・ 法務省としても、推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省と連携し、法曹養成制度改革連絡協議会等を通じ、しっかりと取組を進めてまいりたい。

（参考）平成28年5月13日 衆議院法務委員会議事録（抜粋）

○階委員

予備試験の方は堅調に受験者が推移しているわけです。ところが、予備試験は本当に狭き門で、三％ぐらいしか受からない。他方で、法科大学院に入る人は減っていて、法科大学院経由で司法試験を受ける人も減ってきている。こういう状況があるわけですね。

質量ともに豊かな法曹を養成する上で、やはりなるべく多くの人が司法試験に参加してもらえるような制度にしていかななくてはいけないと思うんですが、今の制度のままでは、なるべく多くの人が参加するのではなくて、どんどんどんどん先細りしていってしまう。だから、私はかねがね主張しておりますけれども、原則として法科大学院修了者にしか司法試験受験資格を与えないというのはやめて、希望すれば全ての人が司法試験を受けられるようにする、こういう方が質量ともに豊かな法曹養成には資するのではないか。これは、毎年データを見るたびにその思いは強くなる一方です。

最後に、この点について改めて法務省の見解をお伺いします。

○盛山副大臣

今、階先生がおっしゃったとおり、法科大学院につきましては、法科大学院全体としての司法試験合格率が、制度創設当初に期待されていたものとは大きく異なっております。法曹志望者の減少を招来する事態を生じさせる一因となっているというふうに多くの指摘がなされているところでございます。

昨年六月の法曹養成制度改革推進会議決定では、こうした課題を指摘した上で、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするために、平成三十年度までを法科大学院集中改革期間としまして、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直しや教育の質の向上などの必要な取り組みをするとされたところであります。また、法務省においても、法曹志望者数を回復させ、質の高い法曹を多数輩出していくため、法曹有資格者の活動領域の拡大や法曹人口のあり方の検討な

いずれにせよ、法務省としては、今申し上げた推進会議決定に掲げられた取り組みについて、文部科学省その他と連携をしながら、速やかにかつ着実に今後の検討を進めてまいりたいと考えております。

「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（概要）

3

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割※以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性を検証+必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等

(対^{大臣}・副大臣・政務官)
3月22日(水)衆・法務委

司法法制部 作成
階 猛 議員(民進)

想定5問 予備試験合格者の司法試験合格率が法科大学院修了者の司法試験合格率を上回り続ける理由について、法務大臣に問う。

〔結論要旨〕

- ・ 推進会議決定では、平成30年度までを法科大学院集中改革期間とし、修了者のうち相当程度が司法試験に合格できるよう、充実した教育が行われることを目指すとされた。
- ・ 推進会議決定を踏まえ、しっかりと取組を進めてまいりたい。

〔理由〕

- ・ 法科大学院修了者の司法試験合格率については、一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定において、法科大学院全体としての司法試験合格率が、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなっているとの指摘がされた。
- ・ 委員御指摘の予備試験合格者の司法試験合格率が、法科大学院修了者の司法試験合格率を上回っている点は、このような法科大学院に関する指摘が一因になっているものと考えられる。

〔結論〕

- ・ 推進会議決定では、平成30年度までを法科大学院集中改革期間とし、文部科学省において、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることによ



り、各法科大学院において修了者のうち相当程度（注）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指すとされた。

(注) 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- ・ 法務省においても、司法試験の在り方の検討等、必要な取組を進めるとされた。
- ・ 法務省としても、推進会議決定に掲げられた取組について、文部科学省と連携し、法曹養成制度改革連絡協議会等を通じ、しっかりと取組を進めてまいりたい。

(参考資料)

- 1 司法試験の結果について（平成23年～平成28年）
- 2 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（概要）

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[] 携帯[]】

司法試験の結果について(平成23年～平成28年)

※平成23年の旧司法試験の結果は含まない

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
受験者数	8,765人	8,387人	7,653人	8,015人	8,016人	6,899人
	うち法科大学院修了資格	8,765人	8,302人	7,486人	7,771人	6,517人
	うち予備試験合格資格		85人	167人	244人	382人
短答合格者数	5,654人	5,339人	5,259人	5,080人	5,308人	4,621人
	うち法科大学院修了資格	5,654人	5,255人	5,092人	4,837人	4,245人
	うち予備試験合格資格		84人	167人	243人	376人
短答合格率	64.51%	63.66%	68.72%	63.38%	66.22%	66.98%
	うち法科大学院修了資格	64.51%	63.30%	68.02%	62.24%	64.99%
	うち予備試験合格資格		98.82%	100%	99.59%	98.43%
最終合格者数	2,063人	2,102人	2,049人	1,810人	1,850人	1,583人
	うち法科大学院修了資格	2,063人	2,044人	1,929人	1,647人	1,348人
	うち予備試験合格資格		58人	120人	163人	235人
(最終合格者数前年比)		(+39人)	(-53人)	(-239人)	(+40人)	(-267人)
	うち法科大学院修了資格		(-19人)	(-115人)	(-282人)	(+17人)
	うち予備試験合格資格			(+62人)	(+43人)	(+23人)
合格率	23.54%	25.06%	26.77%	22.58%	23.08%	22.95%
	うち法科大学院修了資格		24.62%	25.77%	21.19%	21.57%
	うち予備試験合格資格		68.24%	71.86%	66.80%	61.79%
合格点(総合評価)	765点	780点	780点	770点	835点	880点
(合格点前年比)		(+15点)	(0点)	(-10点)	(+65点)	(+45点)
総合評価平均点	738.91点	761.08点	760.20点	751.16点	793.16点	829.52点
(総合評価平均点前年比)		(+22.17点)	(-0.88点)	(-9.04点)	(+42点)	(+36.36点)

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割※以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行／その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性を検証し必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等